



熊本県公報

第12167号
平成24年11月26日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○登録特定行為事業者の登録	(高齢者支援課) 1
○指定居宅介護支援事業者の指定	(") 1
○特定行為業務の登録	(障がい者支援課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 2
○軽油引取税に係る特約事業者の指定の取消し	(税務課) 2
○素材売払代金の収納の事務	(森林整備課) 2
○素材売払代金の収納の事務	(") 2
○道路の供用開始	(道路保全課) 3
公 告	
○道路の位置の指定	(建築課) 3
○国土調査成果の認証	(農地整備課) 3
○砂利採取業務主任者試験合格発表	(産業支援課) 4
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課) 4
○県営土地改良事業計画	(") 4
○県営土地改良事業計画	(") 4
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 4
○宅地建物取引業者の事務所不確知	(") 5
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(") 5
○知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項	(県政情報文書課) 5
○地方卸売市場における卸売業務廃止届	(流通企画課) 5
○土地改良区役員の退任	(農村計画課) 6

告 示

熊本県告示第1219号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成24年11月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

不特定多数の者を対象とする事業者

事業所の名称	事業所の所在地	事業所種別	登録番号	登録年月日
特別養護老人ホーム 白寿園	荒尾市一部字鴻巣2122番地	介護老人福祉施設	431100163	平成24年6月1日

熊本県告示第1220号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成24年11月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所つばさ 宇城市小川町新田1634番地1	有限会社小川清掃	平成24年11月20日

熊本県告示第1221号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の

規定により公示する。

平成24年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称	事業所の所在地	登録番号	登録年月日
熊本県立芦北支援学校	葦北郡芦北町芦北2829-8	432200026	平成24年 4月17日
熊本県立熊本支援学校	熊本市中央区出水五丁目5番16号	432200027	平成24年 4月17日

熊本県告示第1222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
J A 菊池福祉センターめぐみの里 デイサービスセンターいずみ 菊池市旭志川辺1875番地	菊池地域農業協同組合	平成24年11月14日

熊本県告示第1223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
J A 菊池福祉センターめぐみの里 デイサービスセンターいずみ 菊池市旭志川辺1875番地	菊池地域農業協同組合	平成24年11月14日

熊本県告示第1224号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成24年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
徳住石油株式会社	八代市旭中央通20番7号	平成24年10月1日

熊本県告示第1225号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
平成24年度県有林素材生産事業第2号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方
熊本市中央区新屋敷一丁目5番4号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する日
平成24年11月14日から平成25年3月25日まで

熊本県告示第1226号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
平成24年度森林・林業再生モデル事業第3号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方
熊本市中央区新屋敷一丁目5番4号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する日
平成24年11月14日から平成25年3月25日まで

熊本県告示第1227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成24年11月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成24年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字宮浦字大久保 304番2地先から 同所 302番3地先まで	52.6	単道改

- 2 供用を開始する期日 平成24年11月26日

公 告

熊本県公告第608号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
 平成24年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町引水491番地
- 2 築造者の氏名 中村孝博
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字引水字古荘谷845番2及び同894番3
- 4 道路の幅員 4.00メートルから6.15メートル
- 5 道路の延長 81.95メートル
- 6 指定年月日 平成24年11月8日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第99号

熊本県公告第609号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により宇土市他4市町における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。
 平成24年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
宇土市	平成22年度から 平成23年度まで	下網田町の一部	地籍図 及び地 籍簿	平成24年11月14日
宇城市	平成21年度から 平成23年度まで	三角町大田尾の全部、三角浦の一部、波多の一部		
上益城郡 山都町	平成22年度から 平成24年度まで	鶴ヶ田の一部		
八代郡 氷川町	平成22年度から 平成23年度まで	河原の全部、野津の一部		
球磨郡 多良木町	平成20年度から 平成21年度まで	大字多良木の一部		

球磨郡 多良木町	平成21年度から 平成22年度まで	大字多良木の一部		
-------------	----------------------	----------	--	--

熊本県公告第610号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条の規定により実施した平成24年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成24年11月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

受験番号

1、3、4、7

熊本県公告第611号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営御領南地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成24年11月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営御領南地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年11月27日から平成24年12月25日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第612号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営高田堰地区土地改良事業（暗きょ排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成24年11月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営高田堰地区土地改良事業（暗きょ排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年11月27日から平成24年12月25日まで
- 3 縦覧場所
嘉島町役場

熊本県公告第613号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営高田堰地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成24年11月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営高田堰地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年11月27日から平成24年12月25日まで
- 3 縦覧場所
嘉島町役場

熊本県公告第614号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月26日

熊 本 県 公 告 第 6 1 9 号

熊本市に事務所を置く渡鹿堰土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。
平成 24 年 11 月 26 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	橋本 一治	熊本市南区南高江2丁目3番8号